

# 臼杵市地域医療・介護・保健情報連携システム

## うすき石仏ねっと患者情報取扱規約

(令和4年7月11日第4版一部改訂)

### 1 総則

#### (1) 用語解説

用語	説明
規約	「臼杵市地域医療・介護・保健情報連携システム患者情報取扱規約」の略称、本書を指す。
協議会	うすき石仏ねっと運営協議会の略称。 事務局はうすき石仏ねっと運営協議会におく。
うすき石仏ねっと	うすき石仏ねっと運営協議会が運営する「臼杵市地域医療・介護・健康情報連携システム」の愛称。
アップロード	取得した情報をうすき石仏ねっとに送信し、当該システムに保存すること。
同意書	うすき石仏ねっとにおいて、自身の情報を利用者（後述参照）が適切な目的において閲覧・利用すること、および閲覧するために情報をアップロード、保存、加工されることに対して同意することを示した書類の総称。
同意対象者	同意する資格のある者
同意説明書	規約の内容を同意対象者にわかりやすく説明する事を目的に作成された資料の総称
同意者	受理された同意書において、同意書の本人欄に記載のある者。
同意者情報	同意書の本人欄に記載された者に関する同意書記載情報、うすき石仏ねっとにアップロードされる情報、およびアップロードされた情報を指す。「患者情報」と同義であり、本書では両表記を併用する。
うすき石仏ねっと参加施設	うすき石仏ねっとに参加し、同意者情報を閲覧・利用できる施設。
うすき石仏ねっと利用	参加施設内において、当該施設の責任のもとでうすき

者	石仏ねっとに利用者として登録された者。
共有	同意者情報をうすき石仏ねっとにアップロードすること、およびうすき石仏ねっと利用者がアップロードされた情報を参照できる状態を指す。
システム管理者	うすき石仏ねっとの運営・保守に関わる管理業務を担当する者
端末	利用者が、必要な情報をうすき石仏ねっとから参照したり、うすき石仏ねっとへアップロードするために使用する機器。
在宅医療・介護支援端末	在宅医療・介護を提供するにあたり、必要な情報をうすき石仏ねっとを利用して参照したり、うすき石仏ねっとへアップロードするために使用する機器。
石仏カード	同意者に配布される同意者用カード。参加施設にカードが提出されることで同意者情報の閲覧・利用が同意されたとみなされる。
利用者用石仏カード	閲覧機器管理目的で参加施設管理者に対して配布される閲覧用カード。

## (2) 規約の適応範囲

本規約はうすき石仏ねっと運営協議会の運営するうすき石仏ねっとにおいて、閲覧・利用される患者情報の取扱いおよびその患者情報を閲覧・利用可能にするための同意取得作業について規定する。

## (3) 患者情報利用の目的

安全で質の高い医療・介護サービスを提供し市全体で患者を支えることを目指し、共有された患者情報を利用することとする。

## (4) 患者情報の利用範囲

うすき石仏ねっとで共有される患者情報は、別紙「施設参加・利用規約」に同意した医療従事者、介護従事者が業務遂行に必要な範囲でのみ利用され、それ以外の目的で利用されることはない。

但し、システム管理者がシステムを管理する上で必要と認めた場合はその限りではない。

## (5) 規約の変更および通知

規約および同意説明書を変更する必要性が生じた場合は、原則1か月間以上変更内容を公開（公布）する周知期間を設けた後に変更を行う。

但し、変更前の規約により同意者の不利益が発生しているなど、緊急性が合理的に認められた場合はこの限りではない。

周知には、インターネット上での公開やうすき石仏ねっと参加施設での掲示等を用いて広く公開することに努めるが、同意者への個別連絡は原則行わない。但し、以下の場合は同意者への個別連絡を行う。

1 本項の内容を変更する場合

2 変更により、同意者へ不利益が発生することが予想される場合

周知期間・変更後を問わず、変更に対して同意できない場合は「うすき石仏ねっと医療情報などの提供に関する同意撤回届」の提出により同意を撤回することができる。また、周知期間中に「うすき石仏ねっと医療情報などの提供に関する同意撤回届」が提出されない場合は、変更された規約等に同意したものとみなす。

## 2 患者情報の安全保護

### (1) 患者情報安全保護への対策

協議会は、患者情報の正確性および安全性を確保するため、患者情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、情報通信技術および管理組織体制の両面から以下に定める合理的な安全対策を講じて患者情報への不正アクセス患者情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止に努める。

#### ① システムセキュリティ対策

協議会は、別紙「運用管理規程」に定める事項を遵守し、患者情報の紛失もしくは不当なアクセス、破損を防止するための厳重なセキュリティ対策を実施する。

#### ② 運用セキュリティ対策

うすき石仏ねっと参加施設・うすき石仏ねっと利用者は別紙「施設参加・利用規約」の「4 うすき石仏ねっと運用管理」に定める事項を遵守する。

#### ③ 許可された端末以外での閲覧拒否

協議会は、うすき石仏ねっと利用者の個人ID、パスワードなど利用情報が漏洩した場合に備え、特定の端末以外での患者情報の閲覧を許可しない。

### (2) 法令遵守

協議会およびうすき石仏ねっと参加施設・うすき石仏ねっと利用者は、個人情報保護に関する日本の法令や大分県個人情報保護条例、臼杵市個人情報保護条例、厚生労働省、総務省、経済産業省のガイドライン、著作権法等に遵守した患者情報保護のための管理体制を確立し、患者情報を適切に収集、利用、提供する。

## 3 同意対象者

### (1) 同意対象者の単位

同意対象者の単位は個人とし、団体単位での同意は認めない。

## (2) 同意対象者の範囲

同意対象者とは以下に定義する臼杵市在住者とし、住民票の有無は問わない。また、その該当者が、医療施設への通院・入院その他の医療サービス、介護施設への通所・入所その他の介護サービスを利用しているかどうかは問わない。

- 1 臼杵市に継続的に在住する者
- 2 臼杵市に継続的に在住する意思のある者
- 3 臼杵市に住居を持つ者
- 4 上記1～3以外に、何らかの医療・介護サービスを受ける必要があり、かつそのサービスを提供する者が同意者として扱うに相当と判断した場合

## (3) 本人確認

同意書を提出する際、以下の本人確認書類を求められることがある。

- ① 運転免許証、船員手帳、写真付き住基カード等
- ② 健康保険証、年金証書（手帳）、印鑑登録証明書（登録した印鑑も必要）等

## 4 同意取得

### (1) 規約説明

口頭による規約説明、もしくは当該規約およびそれを補足する説明資料の交付をもって、同意対象者に対する説明に替えることができる。

### (2) 同意書記載

所定の別紙「うすき石仏ねっと医療情報などの提供に関する同意書」に自筆で記載した同意書のみを有効とし、同意対象者が独自に用意した用紙やパソコン・ワープロ等による記載は認めない。

#### ① 患者同意書

同意書の本人記載欄は原則として本人が記載しなければならない。但し、以下に定める事由のいずれかに該当する場合は、代理人による記載を認める。

- A) 同意書の署名は原則として本人が自署しなければならない（住所、生年月日、電話番号等の署名以外の記載については同意者の依頼に基づき職員が記入することも可）。但し、以下の(A)若しくは(B)の場合には、本人以外の者による署名を認めることができる。
- 1 同意者本人が被後見人、被保佐人である場合
  - 2 同意者本人が未成年である場合
  - 3 同意者本人が精神的、身体的理由により、自筆が困難な場合
  - 4 その他同意者本人の意思確認が一時的もしくは恒久的に困難である場合

「代理人」とは家族（内縁含む）、保護者、後見人等、一般的に署名の代理に妥当性があると思われるものに限る。但し、協議会もしくは協議会から委託された医師等の判断によって代理人と認められないことがある。

- B) 同意者本人が身体的理由により自筆が困難な場合で、同意者の職員への依頼に基づき、当該職員が署名するとき。この場合、同意者の同意書への押印及び当該職員の代理人記載欄への自署が必要である。

### (3) うすき石仏ねっとへの情報共有に対する同意

同意書提出をもって、同意説明書および規約内容に同意したとみなされる。但し、同意対象者は、うすき石仏ねっと参加施設・うすき石仏ねっと利用者から、交付された同意説明書および規約の理解に十分な時間をとれるように配慮される。

内容等に不明な点がある場合は、うすき石仏ねっと参加施設もしくは「10 同意者情報に関するお問い合わせ」に記載された連絡先（電話もしくはメール）に問い合わせることができる。

### (4) 同意書の承認と石仏カードの発行

同意書の必要項目に漏れなく記載があり、かつそれが明らかな誤記入ではない場合（年月日に数字以外が記載されている等）は、協議会による同意書の記載確認をもって同意の承認とみなされ、記載された情報はうすき石仏ねっとへ登録される。この際、行政への確認や、本人確認の電話等は行われない。登録された同意者へは石仏カードが発行される。石仏カードは同意書を提出した施設もしくは同意者が指定した施設に送付され、本人確認の上で施設にて渡される。

### (5) 記載内容不備による不利益について

虚偽の記載や記載内容不備により発生した不利益に対し、協議会、保守運用業者、その他関連団体およびうすき石仏ねっと参加施設・うすき石仏ねっと利用者は一切の責任を負わない。

## 5 同意者情報共有

### (1) 同意者情報の共有先

別章「4 同意取得 (3) うすき石仏ねっとへの情報共有に対する同意」で定義された同意の時点をもって、同意者情報はうすき石仏ねっと参加施設全体で共有される。

うすき石仏ねっと利用者には医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、医療事務、救急救命士、消防隊員、ケアマネージャー、ソーシャルワーカー等種々の職種が存在するが、施設種別・職種別に適切な権限を設定し、閲覧で

きる情報や利用できる機能の範囲を定める。

## (2) 同意者情報の取得方法

以下に挙げる同意者情報は適法かつ公正な方法によって取得される。

- 1 「うすき石仏ねっと医療情報などの提供に関する同意書」に記載された情報
- 2 同意者から変更を依頼された、診療情報以外の情報(※1)
- 3 電子カルテシステム、医事会計システム、X線システム、内視鏡システム等うすき石仏ねっと参加施設が所有する機器に保持されている情報
- 4 うすき石仏ねっと利用者が必要に応じてうすき石仏ねっとに登録した情報
- 5 在宅診療支援端末から入力された情報

※1 「診療情報以外の情報」については「5 同意者情報共有(6)同意者に対して開示された情報の変更依頼」を参照

## (3) 同意者情報の共有内容

同意書が協議会に受理され、うすき石仏ねっとに同意情報が登録された時点をもって、「5 同意者情報共有(2) 同意者情報の取得方法」にあげる同意者情報がうすき石仏ねっと上で共有される。

うすき石仏ねっと参加施設が同意者が同意する前の情報を保持している場合では当該情報についてもうすき石仏ねっと内で共有されることがある。

うすき石仏ねっと参加施設では、システムの仕様その他の理由により、「5 同意者情報共有(2) 同意者情報の取得方法」にあげる同意者情報の一部またはすべてを利用できない場合がある。

## (4) 同意者情報の共有期限

同意者情報は、石仏カードが提出された参加施設において提出後60日間共有される。入院施設を持つ医療機関の内、協議会が認定した医療機関においては退院後30日間共有される。また、協議会が認定した病院、医院、消防署など参加施設において、緊急時、石仏カードの提出がなくても緊急時情報共有機能において情報は共有される。緊急時情報共有機能によって共有される期間は1日間とする。緊急時情報共有機能を用いた参加施設および利用者は情報として記録される。

同意者情報の中で、参加施設から登録された情報や参加施設宛ての情報においては、参加施設は同意者の同意なしに閲覧可能とする。

下記のいずれかに該当する場合は、「うすき石仏ねっと医療情報などの共有期限設定同意届」を同意者から得ることで同意を得られた期間、石仏カードの提出なしに同意者情報を共有できる。ただし同意期間は最長でも第1号から第3号までは12月間とし、第4号は18月間とする。

- 1 対象施設（訪問看護、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターその他の同意者宅を訪問しサービスを提供する介護保険事業者）
- 2 訪問診療又は訪問指導する場合
- 3 認知症により石仏カードを頻繁（2回以上発行している場合）に紛失し石仏カードの提示が困難な場合
- 4 長期的なフォローが必要と主治医が判断した場合で、次回受診するまで6月以上離れており、かつ、患者情報を事前に把握することにより診察時に患者にとって有益であると認められるとき

同意者情報は災害時、協議会もしくはそれに代わる機関の判断により同意者の同意なし（石仏カードや共有期限設定同意届の提出なしに）に共有されることがある。この場合、情報共有されたことはマスコミやインターネットを通じて広く広報する。

但し、同意者は「うすき石仏ねっと医療情報などの提供に関する同意撤回届」の提示によりいつでも共有の停止を申請できる。

#### （5）同意者への情報開示

各施設から集められた同意者情報については、「7 同意者情報の取扱い(2) 同意者情報の性質」に規定される「複製としての参考情報」であり、それ単独で診療行為は行われることはない。そのため、同意者および「4 同意取得(2) 同意書記載」に定める代理人は、自宅端末および在宅医療・介護支援端末のいずれからも自身の情報であっても原則として参照できないものとする。また法令に基づく場合を除き、情報開示請求に対しても協議会は請求に応じられない。

#### （6）同意者に対して開示された情報の変更依頼

上記「(5) 同意者への情報開示」によって同意者へうすき石仏ねっとにある自身の情報の公開を行われた際に、以下に定める情報について変更・誤りがあった場合は、口頭もしくは書面で協議会に申請すれば変更できる。

上記「(5) 同意者への情報開示」により開示された情報のうち、以下に定める情報に変更・誤りがあった場合は、協議会へ口頭もしくは書面で変更を申請できる。

- 1 氏名
- 2 性別
- 3 生年月日
- 4 住所
- 5 電話番号

診療に関する情報への変更申請については、医師等医療従事者から提供されたものであるため、協議会は申請内容を該当する医療従事者に問合せ、必要に応じて医療従事者の判断のもとに対応することとする。

但し、電子カルテシステムや医事会計システム、X線システムなどの機器から取得した同意者情報についてはうすき石仏ねっとにおける情報取得の意義から修正対象としない。

## 6 同意の撤回

### (1) 同意撤回方法

同意者がうすき石仏ねっとへの情報共有に対する同意を撤回したいときは、別紙「うすき石仏ねっと医療情報などの提供に関する同意撤回届」に同意者もしくは「4 同意取得(2)同意書記載」に定める代理人が自筆で記載したものを、協議会もしくはうすき石仏ねっと参加施設に提出する。協議会が「うすき石仏ねっと医療情報などの提供に関する同意撤回届」受理した時点で、当該同意者の同意者情報はうすき石仏ねっと上から閲覧・利用できなくなる。なお、「うすき石仏ねっと医療情報などの提供に関する同意撤回届」の提出は理由・時期・期限などの制限はなく、いつでも提出できる。同意者は、同意者情報の共有に同意しないことや同意を撤回したことによって、その後の診療・介護サービスにおいて不利益を被ることは一切ない。

## 7 同意者情報の取扱い

### (1) 同意者情報の保存

同意者データは以下の場所に保存される。

- 1 うすき石仏ねっと接続クライアント（データ一時収集機器）
- 2 うすき石仏ねっとのサーバ（データの保存場所）
- 3 在宅医療・介護支援端末（データ入力機器）

### (2) 同意者情報の性質

うすき石仏ねっとで取り扱う同意者情報は、診断の基となる「診療情報」ではなく、「複製としての参考情報」であり、協議会や施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しない。そのため、医療従事者がうすき石仏ねっとで取り扱う同意者情報のみで診療、医療提供、介護提供を行うことはない。

### (3) 情報の加工

以下の場合、うすき石仏ねっとが取り扱う同意者情報は、同意者個人を特定できる情報を除外もしくは特定できないよう加工された上で、当該情報を利用できる範囲内で、うすき石仏ねっと参加施設以外に提供する場合がある。

- 1 学会や症例検討会、市内の疾病調査等
- 2 アプリケーションソフトウェアとの連携

### (4) 同意者情報を提供する施設、協議会等の免責

うすき石仏ねっとに同意者情報を提供する施設、協議会、保守運用業者、その他関連団体は、本システムが提供する情報の利用者に対し、当該情報に起因して発生する利用者の損害（利用者の患者の損害を含む、以下同様）につ

いて、一切の責任を負わない。但し、同意者情報を提供した施設が、故意または重大な過失により誤った情報を提供した場合の当該施設の責任についてはこの限りではない。

## 8 同意者情報の利用および第三者提供

### (1) 第三者の定義

本規約における第三者とは以下に定める者以外と定義する。

- 1 同意者
- 2 「4 同意取得(2)同意書記載」に定める同意者の代理人
- 3 うすき石仏ねっと参加施設
- 4 うすき石仏ねっと利用者
- 5 システムの運用・保守サービス事業者

### (2) 同意者情報の提供・委託

うすき石仏ねっとの運営上、協議会が必要と判断して運用・保守サービス提供事業者へ同意者情報の取扱いを委託する場合、協議会は当該情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行う。

### (3) 第三者への情報開示

うすき石仏ねっとで取り扱う同意者情報の第三者への開示は原則として行わない。但し、以下に定める事由のいずれかに該当する場合、例外的に第三者へ開示できることとする。

- 1 同意者の同意がある場合
- 2 同意者または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益の保護のために必要がある場合であって、同意者の同意を得ることが困難な場合
- 3 法令に基づく場合
- 4 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、同意者の同意を得ることが困難な場合
- 5 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

## 9 同意書等受領資料の取扱い

### (1) 同意書等受領資料の保存

同意書等同意者からの受領資料は、協議会がセキュリティ的に安全な場所に設置した施錠された保管庫で厳重に管理する。

(2) 同意書等受領資料の返還

同意書等受領資料は、「うすき石仏ねっと医療情報などの提供に関する同意撤回届」が提出された場合でも返還しない。

10 同意者情報に関するお問い合わせ

うすき石仏ねっと運営協議会事務局

〒875-0051 大分県臼杵市大字戸室 1131 番 1

TEL 0972-62-5615